

令和6年能登半島地震により被災された方へ

自動車税(種別割)についてのお知らせ

令和6年能登半島地震により亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

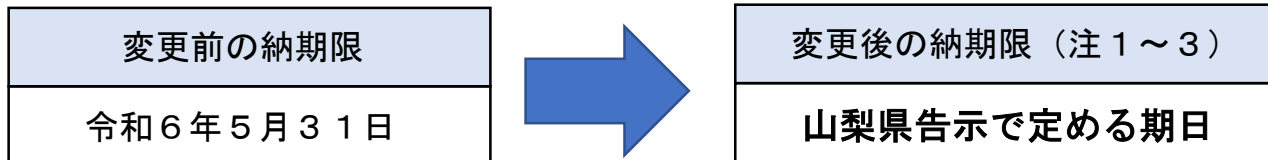
山梨県では、今回の震災による被害の状況を考慮して、**富山県又は石川県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する方の自動車税(種別割)の納期限を変更**いたします。

なお、被災された方の自動車税(種別割)に関しては、被害の程度により、納税の猶予、減額等の措置を受けられる場合がありますので、下記のとおり御案内いたします。

各制度の詳細につきましては、裏面記載の山梨県自動車税センター(山梨県総合県税事務所自動車税部)にお問い合わせください。

◆ 自動車税(種別割)の納期限の変更について

- 山梨県では、富山県又は石川県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する方で、山梨県のナンバー(山梨、富士山(富士吉田市・西桂町・忍野村・山中湖村・富士河口湖町・鳴沢村・道志村に使用の本拠の位置がある自動車に限る。))の自動車を所有している方に対して、令和6年度の自動車税(種別割)の納期限を次のとおり変更します。



(注1) 通常、毎年5月初旬に送付している納税通知書につきましては、納期限の変更に関する上記告示があり次第、改めて送付いたします。

※納期限変更後に送付する納税通知書の納期限には山梨県告示で定める期日が記載されます。

(注2) 変更後の納期限までに納付された場合、延滞金は発生しません。

(注3) 車検の有効期限が迫っている等の理由で、納税証明書が早急に必要な方については、納税が必要となりますので、御連絡いただければ速やかに納税通知書を送付いたします。

※ 納税通知書の裏面に記載している納付方法で納付してください。なお、納税直後に車検を受ける場合には、金融機関やコンビニエンスストア等で納付し、領収証書の右側に付いている車検用の「自動車税(種別割)納税証明書」を御利用ください。

《参考》山梨県告示第十二号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県税条例第十一号。以下「条例」という。)第十三条第一項の規定により、地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和六年一月一日以降に到来するものについては、自動車税の環境性能割及び種別割(条例第百十九条第二項及び第四項に規定する方法により徴収するものに限る。)並びに狩猟税並びに軽自動車税の環境性能割に係るものを除き、その期限を別に告示で定める期日までに延長する。

令和六年一月二十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

指定地域
富山県 石川県

◆ 震災復旧のために費用を支出したことで自動車税(種別割)の納付が困難な場合

- 震災による被害を受け、復旧のために多額の費用を支出したこと等により、自動車税(種別割)を一時的に収めることができない方については、申請により、原則1年以内に限り、納税が猶予される場合があります。
 - ・ 申請には、徴収猶予申請書に加え、り災証明書、申立書等の添付が必要です。
 - ・ 徴収猶予申請書は山梨県のホームページからダウンロードできます。

◆ 自動車が発災等により、大破又は形状を失い、運行機能を失った場合等

- 自動車が発災等により、大破又は形状を失い、自動車として運行の機能を失った等の事情がある時は、山梨県自動車税センターに御連絡ください。
 - ・ 使用不可能、紛失したことを確認するために、り災証明書、自動車の損壊状況を確認できる写真、申立書等の提出が必要となります。

《お問い合わせ先》

山梨県自動車税センター(山梨県総合県税事務所自動車税部)

電話 055-262-4662

月曜日から金曜日(祝日は除く) 午前8時30分 ~ 午後5時15分